

第1節 計画の目的及び構成

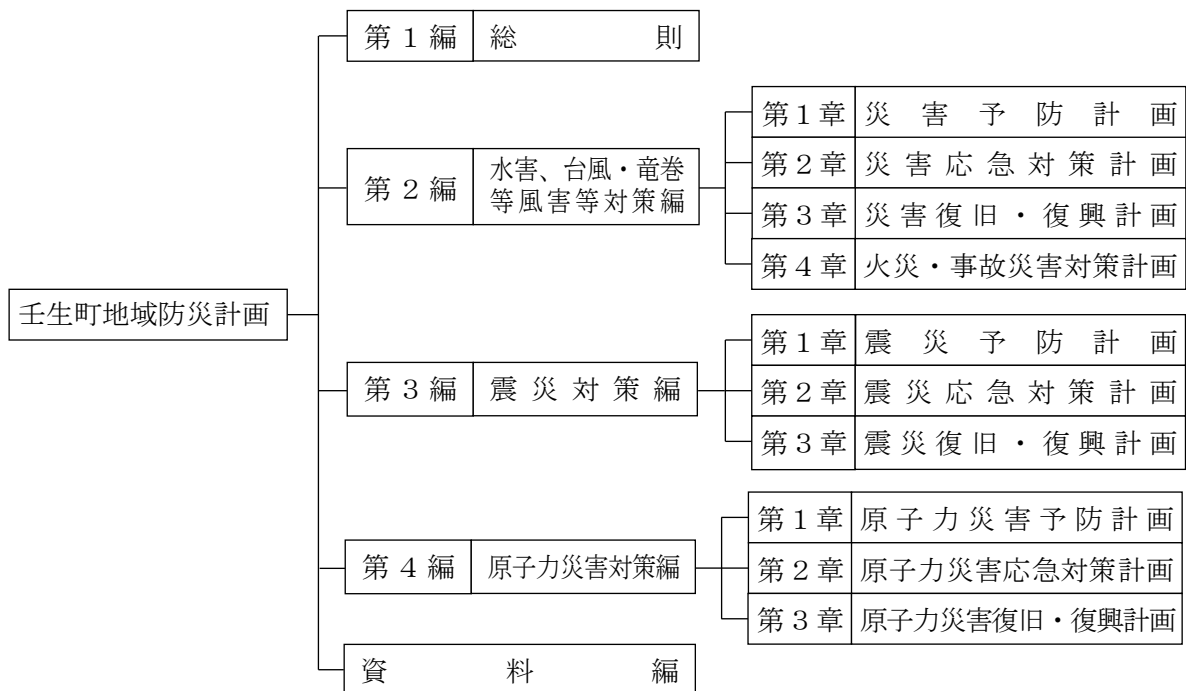
1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条（資料12-11参照）及び壬生町防災会議条例（昭和44年壬生町条例第25号）第2条（資料12-1参照）の規定に基づき、壬生町の地域にかかわる災害対策に関し、町、その他地域内の関係機関を網羅した総合的な計画として定め、もって防災活動の効果的な実施を図ることを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、防災関係機関等の防災対策の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、その実施細目等については、別途関係機関が定める。

3 計画の構成



4 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第2節 壬生町の災害対策の理念と見直しの視点及び基本方針

平成27年9月関東・東北豪雨災害の検証結果や平成28年熊本地震における諸課題を町の防災対策に反映させるとともに、「災害に強いとちぎづくり条例」の基本理念に基づき、引き続き防災・減災対策を推進していくため、計画の改定を行う。

1 計画見直しの理念

平成23年3月11日14時46分に三陸沖を震源として発生した東北地方太平洋沖地震は、国内観測史上最大規模の地震であり、これに伴う津波や東京電力福島第一原子力発電所事故によって、栃木県を含む東日本全域にわたる未曾有の大災害が引き起こされた。

また平成23年においては、県内でも台風12号や15号等によって住民避難が発生するなど多くの風水害が発生した。

町においては、平成27年9月の関東・東北豪雨による水害の発生により、床上及び床下浸水が発生し、また、町内各所において道路や田畑の冠水が発生した。

町では、これまで発生した様々な災害の教訓等を踏まえ、本町における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、次の理念により、栃木県地域防災計画との整合を図りながら総合的かつ計画的に推進する。

(1) 住民の生命を守る

地震や台風、竜巻等風害など、本町で今後想定される様々な災害に備え、住民の命を守ることを最優先とした防災・減災対策を行う。

(2) 自助、互助・共助と公助による支え合い

防災の基本理念を実行し、災害に迅速かつ的確に対応していくためには、住民一人ひとりが自分の身は自分で守る「自助」と、地域の住民がお互いに助け合う「互助」、社会福祉協議会、災害関係ボランティア、NPO、企業等が支援する「共助」、行政による「公助」が、相補って協力していくことが重要である。

このため、各主体が互いに連携し、被災者・避難者の支援や被災地の復旧・復興に向けた取組を行っていく。

(3) 災害に強い地域づくりの推進

消防団や自主防災組織の活性化、食料や物資等の備蓄、正しい防災知識の普及や防災教育の充実、地域の危険情報の周知徹底、災害関係ボランティア団体との連携などを行うとともに、今後発生する災害に備え、建物の耐震化や、道路・河川・橋りょう等の社会基盤の整備など、住民総ぐるみの防災対策により、災害に強い地域づくりを目指す。

2 計画見直しの視点

計画の見直しに当たって、次の5つの視点に立って防災対策の改善に取り組むこととした。

(1) 「自助、互助・共助、公助」による取組

災害に備えるため、防災の基本理念である「自助、互助・共助、公助」による総合的な防

災体制の見直しに取り組んでいく。それには、行政の対策に加え、住民、自主防災組織、事業者等が、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら協力して実施することが極めて重要である。

このため、住民や自主防災組織は自らや地域の防災対策を積極的に実施するほか、事業者は従業員等の安全確保や事業の継続、地域への協力に努めるものとする。

また、町は、県と連携を図りながら防災対策の総合的な推進を図るほか、災害における事業継続計画の策定や住民等への積極的な支援を行うものとする。

(2) 風水害への備え

平成27年9月の関東・東北豪雨災害等、近年頻発している豪雨による浸水被害を教訓として、河川周辺及び市街地において浸水のリスクの高い地域を把握するとともに、住民の迅速かつ円滑な避難のため、洪水予報や避難に関する情報の伝達体制の整備のほか、住民・事業所を含めた訓練の実施に努めていく。

(3) 総合的な地震防災対策の推進

町は、平成25年度に実施した県の地震被害想定調査結果に基づき総合的な地震防災対策の見直しを図っていく。

また、県外を震源とし、本町に被害が想定される首都直下地震、関東平野北西縁断層帯等についても相互応援協力や広域一時滞在対策を含めた総合的な防災体制の整備に取り組む。

(4) ハードとソフトを組み合わせた「減災」対策

ハード整備による防災対策は大変有効ではあるものの、災害はいつ何時どのように発生するかは分からず、数量的にも限界があるため、これだけで万全の対策であるとはいえない。

今後、大規模災害発生時においても必要な社会経済機能を維持していくために、各種施設の耐震化等のハード整備を進めていくとともに、避難対策の強化、地域住民による防災訓練の実施、防災教育の充実等のソフト対策を組み合わせることで減災対策を進めていく。

(5) 広域災害への備え

東日本大震災では、これまでに経験することのなかった規模の被害が発生し、震源地に近い地域では多くの市町村の行政機能が損なわれた。

このような事態が水害、台風・竜巻等風害等でも発生し得ることを踏まえ、栃木県では、県内外に大規模災害が発生したときに、県と市町が連携し、栃木県が一体となった『チーム栃木』として被災した自治体を支える体制の整備を目指していくこととしており、町もこの取組に積極的に参加する。

また、町としても、県外の地方公共団体や各種団体、企業等との相互応援協力体制の構築を進めることとし、広域連携体制の充実強化に努めていく。

(6) 被災者の視点に立った支援活動

災害の規模によっては、数日にわたって多くの方々が避難を余儀なくされることも起こりうる。

これらの被災者に対して適切な支援を実施していくために、行政や住民、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO等が一体となって、被災者の視点に立ったきめ細かな支援活

動を実施していく体制を整備していく。特に、高齢者や障がい者、難病患者、透析患者、日本語の理解が十分でない外国人等の要配慮者や女性、子どもに対する十分な配慮が必要である。

3 防災行政の基本方針

本町の防災対策の方針については、『壬生町第6次総合振興計画後期基本計画』Ⅱ-2・2-A「災害に強いまちづくり」において示されており、これを本計画における防災行政の基本方針として位置づけ、本節に記載する。

2-A 災害に強いまちづくり

【基本方針】

- 地域が一体となった防災力の充実強化を推進します。
- 自主防災組織の設立や防災士の育成を促進します。
- 常備消防と連携を図り、救急医療、救急救助活動の充実を図ります。
- 感染症などによる緊急事態措置における対策を関係各課と連携して進めます。
- 避難行動要支援者に対する、地域の見守り体制を強化します。
- 非常時における迅速な支援体制を構築するため、自治体間の連携を強化します。

【現状と課題】

- 近年、地震や台風などの自然災害が頻発し、特に今後は、異常気象による大規模な水害や、地震の発生も危惧されています。住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、地域防災力や消防防災体制の強化が必要になります。
- 防災体制の充実を図るために、住民、自主防災組織、防災士会、女性防火クラブ、防災関係団体などの多様な主体が適切に役割分担をしながら、相互に連携・協力して取り組んでいく必要があります。
- 大規模災害時には、常備消防と消防団が連携して、迅速、適切に防災活動、被災者の救出・救助活動等を行う体制を整備する必要があります。
- 今後の人口形態及び消防救急需要の増加を見据え、消防力の適正配置と消防施設の整備を進め、災害や救急要請に迅速に対応できる消防力の充実強化が必要になります。
- 高齢化や地域の人口分布の格差により消防団員が不足している地域があり、地域防災力の中心となる消防団員の確保が課題となっています。
- 応急手当が適切に実施された場合、大きな救命効果が得られることから、積極的に応急手当の普及・促進に取り組んでいく必要があります。
- 災害時に支援が必要と思われる高齢者や障がい者の個別計画について、未完成の方が多い状況となっています。
- 大きな地震が発生した際に倒壊してしまう恐れのある建築物について、耐震化を促進する必要があります。

4 主な取組内容

2-A-1 防災体制の強化

- 地域の実情に即した自主防災組織の設立や、地域の防災リーダーとして中核を担う防災士の育成を推進する。
- 住民の地域防災活動への積極的な参加、防災関係団体の相互の連携及び協力等により、地域

で一体となった防災力の充実・強化を図る。

- 住民への防災教育の推進を図る。
- 防災行政無線が聞こえない地域の方に対し、電話応答装置や防災メールの登録などの周知を図る。
- 建築物の耐震化を促進する。
- 避難行動要支援者名簿の作成や更新を行うことで、避難時の支援を進める。

2-A-2 消防・救急体制の強化

- 消防機能を強化するため、常備消防と消防団の連携を推進する。
- 消防団員を確保するため、活動しやすい環境の整備に努めるとともに、担当地区の見直しを進める。また消防防災関連施設・機材の整備を図る。
- 効果的な応急手当の普及啓発や各種講習会を実施し、救命率の向上を図る。

第3節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

災害に対する予防、応急、復旧・復興対策が的確、円滑に実施されるよう、町や県、防災関係機関、住民等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

1 防災関係機関等の責務

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害や経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、町や県等による「公助」はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティの地縁の助け合いによる「互助」、ボランティアやNPO等の地縁に拠らない連携による「共助」が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携を図りながら、日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「住民運動」を展開し、地域防災力の向上を図る必要がある。なお、各々の役割については次のとおりである。

(1) 町・消防機関

町は、地域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、壬生町の地域、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、他の市町、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

消防機関（消防組織法第9条に規定する機関をいう。以下同じ。）は、町の責務が十分に果たされるよう、法令、町地域防災計画等で処理するよう定められた事項を町と連携して実施する。

(2) 県

県と県警察は、県の地域、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市町や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

(3) 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号参照）

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言、その他適切な措置を行う。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第5号及び第6号参照）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、県及び市町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

(6) 住民

住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

2 防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

(1) 町

機 関 名	業 務 の 大 綱
壬 生 町	<ul style="list-style-type: none"> ○壬生町防災会議に関する事務 ○災害予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携の強化 ・防災に関する組織の整備に関する事。 ・防災に関する訓練及び教育、広報の実施に関する事。 ・防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事。 ・防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事。 ・防災情報の収集伝達システムの整備及び点検に関する事。 ・自主防災組織の育成指導と地域住民の防災対策の促進に関する事。 ・環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表に関する事。 ・前記に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の障害となるべき状態等の改善に関する事。 ○災害応急対策 <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集、伝達及び広報に関する事。 ・警報の伝達並びに避難の指示及び避難所の開設に関する事。 ・義援物資、現金の供給・受入れに関する事。 ・消火、水防その他の応急措置に関する事。 ・被災者の救助、救護に関する事。 ・災害救助法に基づく被災者の救助に関する事。 ・児童及び生徒の応急教育に関する事。 ・施設及び設備の応急復旧に関する事。 ・清掃、防疫その他の保健衛生措置に関する事。 ・緊急輸送の確保に関する事。 ・ボランティア活動に対する支援に関する事。 ・県外からの避難者受入れに係る県への協力に関する事。 ・県外からの広域一時滞在の受入れに関する事。 ・住民の避難・屋内退避、立入制限に関する事。 ・飲食物の安全性の確認及び県の指示による摂取制限に関する事。 ・前記に掲げるもののほか、災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事。 ○災害復旧・復興対策 <ul style="list-style-type: none"> ・被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進に関する事。

1 第3節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の生活安定化策の実施に関する事。 ・公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施に関する事。 ・除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する事。 ・損害賠償の請求等に係る支援に関する事。 ・風評被害による影響等の軽減に関する事。 ・各種制限の解除に関する事。 <p>○その他法令及び壬生町地域防災計画に基づく災害予防・応急・復旧・復興対策の実施</p> <p>○災害救助法適用後は、知事の補助機関として応急対策を実施する。</p>
--	---

(2) 消防機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
石橋地区消防組合消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・火災等に対する予防、防御及び拡大防止対策 ・消防機材等の整備充実及び訓練 ・救急・消火等の防災活動 ・災害時における人命救助 ・危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査

(3) 県

機 関 名	業 務 の 大 綱
栃 木 県	<p>○災害予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する組織の整備・改善 ・防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 ・都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 ・災害危険箇所の災害防止対策 ・防災に関する施設・設備の整備、点検 ・災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 ・県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 ・消防防災ヘリコプターの運用、点検 ・国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 ・自主防災組織等の育成支援 ・ボランティア活動の環境整備 ・環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 ・災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 ・その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施 <p>○災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのため

	<p>の通信手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動体制の確立、他機関との連携による市町村応援体制の確立 ・専門家等の派遣要請 ・災害救助法の運用 ・消火・水防等の応急措置活動 ・被災者の救助・救急及び医療措置の実施 ・保健衛生、廃棄物処理に関する措置 ・緊急輸送体制の確保 ・緊急物資の調達・供給 ・災害を受けた児童、生徒の応急教育 ・施設、設備の応急復旧 ・犯罪の予防、交通の規制その他の災害時における社会秩序の維持 ・県民への広報活動 ・ボランティアの受入れに関する情報提供、義援物資・義援金の適切な受入れ ・県外避難者の受入れに対する総合調整 ・住民の避難・屋内退避、立入り制限 ・飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示 ・その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 <p>○災害復旧・復興対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 ・民生の安定化策の実施 ・公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 ・除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理 ・損害賠償の請求等に係る支援 ・風評被害による影響等の軽減 ・各種制限の解除 ・その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施
--	--

(4) 警察

機 関 名	業 務 の 大 綱
栃 木 県 警 察 (栃木警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の予防、交通の規制その他の災害時における社会秩序の維持等に関すること。

(5) 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
国土交通省関東運輸局 (栃木運輸支局)	<ul style="list-style-type: none"> ・運輸事業の災害予防に関すること。 ・災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための緊急・代

1 第3節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

	<ul style="list-style-type: none"> 替輸送（迂回輸送を含む）等に関する指導、調整に関すること。 ・運輸事業の復旧、復興に関すること。
東京管区気象台 (宇都宮地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> ・気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表すること。 ・気象、地象(地震にあつては、地震動に限る)及び水象についての予測を行い、予報、警報・注意報や台風、記録的大雨、竜巻等突風に関する情報等を適宜関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じてこれを住民に周知できるよう努めること。 ・気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、利用の心得などの周知・広報に努めること。 ・環境放射線モニタリングへの情報提供等の支援に関すること。
栃木労働局 (栃木公共職業安定所) (栃木労働基準監督署)	<ul style="list-style-type: none"> ・産業安全（鉱山関係を除く）に関すること。 ・雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関すること。 ・労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。

(6) 自衛隊

機 関 名	業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第12特科隊	天災地変その他災害に対して、人命、財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施すること。

(7) 指定公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
日本郵便(株)宇都宮東郵便局 (町内郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便事業の業務運行及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。 3 災害特別事務取扱いに関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救援用郵便物の料金免除
日本赤十字社栃木県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること。 ・災害時における避難所の設置の支援としての生活環境の整備、こころのケアに関すること。 ・災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること。 ・義援金品の募集、配分に関すること。 ・日赤医療施設等の保全に関すること。 ・輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること。
日本放送協会宇都宮放送局	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 ・報道

	<p>災害及び気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受信者対策 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供 ・放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守
東日本高速道路(株) 関東支社宇都宮管理 事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・高速自動車国道の保全及び復旧に関すること。 ・緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること。
東日本電信電話(株) 栃木支店	<ul style="list-style-type: none"> ・平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること。 ・電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関すること。 ・災害時に重要通信をそ通させるための通信手段に関すること。 ・災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること。 ・災害復旧及び被災地における情報流通について住民、国、県、市町、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関すること。
日本通運(株)宇都宮 支店	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応体制の準備、配車に関すること。
東京電力パワーグリ ッド(株)栃木総支社	<ul style="list-style-type: none"> ・電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関すること。
東京電力ホールディ ングス(株) 東京電力パワーグリ ッド(株) 日本原子力発電(株) 東海第二発電所	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設の防災管理に関すること。 ・従業員等に対する教育、訓練に関すること。 ・関係機関に対する情報の提供に関すること。 ・放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 ・原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。 ・原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。 ・県、市町、関係機関等の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。 ・除染、放射性物質により汚染された廃棄物に関すること。
KDDI(株)小山テ クニカルセンター ソフトバンク(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・通信施設の運用と保全に関すること。 ・災害時における通信のそ通の確保に関すること。
(株)NTTドコモ栃 木支店	<ul style="list-style-type: none"> ・移動通信施設の運用と保全に関すること。 ・災害時における移動通信のそ通の確保に関すること。

(8) 指定地方公共機関

1 第3節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

機 関 名	業 務 の 大 綱
(一社)栃木県トラック協会 (一社)栃木県バス協会 (一社)栃木県タクシー協会	・災害時における貨物自動車等による救助物資、避難者の輸送の協力に関する事。こと。
東武鉄道(株) 関 東 自 動 車(株)	・鉄道施設等の安全・保全に関する事。こと。 ・災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者の輸送の協力に関する事。こと。
(一社)栃木県LPガス協会	・ガス施設の安全・保全に関する事。こと。 ・災害時におけるガスの供給に関する事。こと。
(株)栃 木 放 送 (株)エフエム栃木 (株)とちぎテレビ	・住民に対する防災知識の普及に関する事。こと。 ・情報の収集に関する事。こと。 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 ・報道に関する事。こと。 災害及び気象予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 ・受信対策に関する事。こと。 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供 ・放送通信施設の保守に関する事。こと。 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 ・義援金品の募集、配分等の協力に関する事。こと。
(一社)栃木県医師会 (一社)栃木県歯科医師会 (一社)栃木県薬剤師会 (公社)栃木県看護協会 (公社)栃木県柔道整復師会 (公社)栃木県栄養士会	・災害時における医療救護活動に関する事。こと。

(9) 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	業 務 の 大 綱
(一社)下都賀郡市医師会 壬生町医師会	・災害時における救急医療活動に関する事。こと。

<p>(福) 壬生町社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時のボランティア活動に関する連絡調整 ・ ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保 ・ ボランティア活動参加希望者に対する情報発信
<p>下野農業協同組合壬生地区営農経済センター 下野農業協同組合壬生支店</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町が行う農業関係被害調査、応急対策に対する協力に関する事。 ・ 農産物等の災害応急対策についての指導に関する事。 ・ 被災農家に対する融資、又はそのあっせんに関する事。 ・ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事。 ・ 飼料、肥料等の確保保全に関する事。 ・ 農作物等の出荷制限等への協力に関する事。
<p>商工会等商工業関係団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事。 ・ 災害時における物資安定についての協力に関する事。 ・ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事。
<p>壬生町土地改良区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水門、水路等農業施設の操作、保全、災害復旧に関する事。
<p>病院等経営者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。 ・ 災害時における入院患者等の安全確保に関する事。 ・ 災害時における負傷者等の医療と助産に関する事。 ・ 被ばく医療への協力に関する事。 ・ 被災した病院等の入院患者の受入れに関する事。
<p>自治会その他各種団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町が行う災害応急対策についての協力に関する事。
<p>社会福祉施設経営者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。 ・ 災害時における入所者の安全確保に関する事。 ・ 被災した社会福祉施設の入所者の受入れに関する事。 ・ 福祉避難所としての施設の提供に関する事。
<p>危険物等施設の管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における危険物等施設の安全確保に関する事。

第4節 壬生町の概況

1 自然的要因

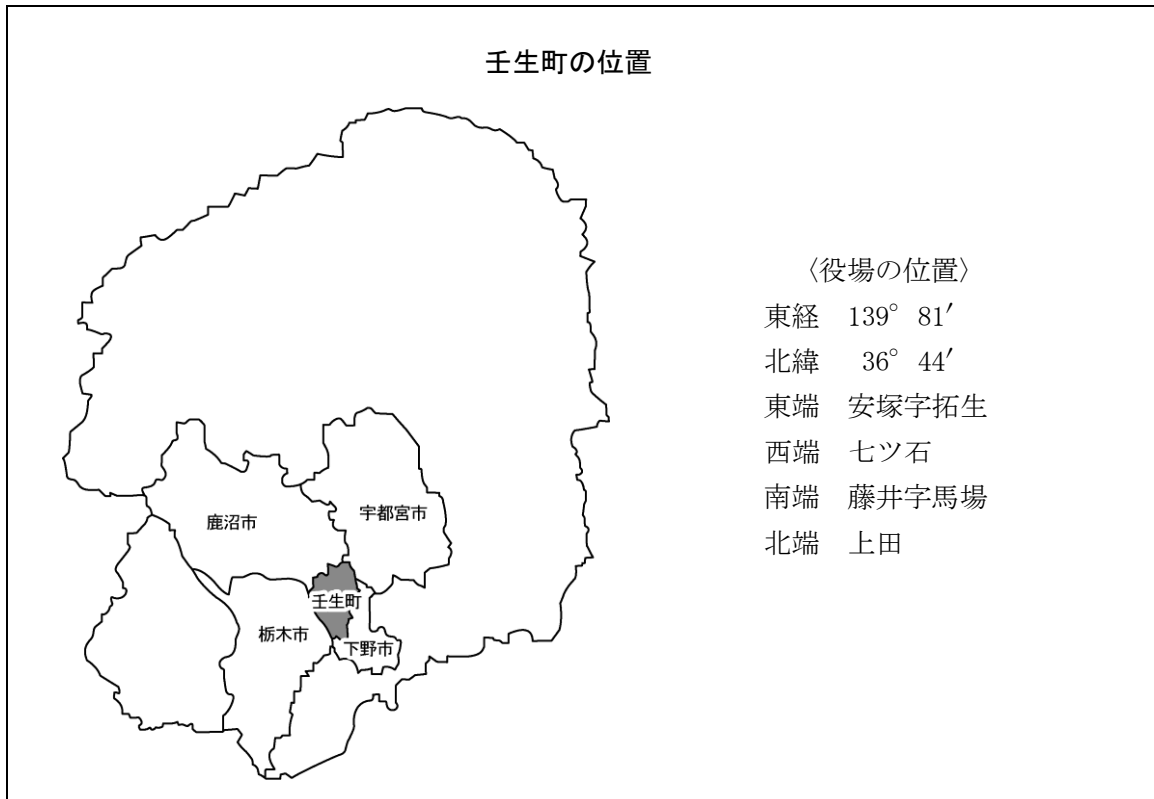
(1) 位置

本町は、栃木県の中央やや南に位置し、東は下野市、西は栃木市、北は宇都宮市と鹿沼市に接している。

(2) 地勢

本町の大部分は、関東平野の北部に当たる平坦地で、東西約8km、南北約12.5km、面積61.06km²、中央部の海拔は59mとなっており、西境沿を思川、中央部を黒川、東境沿を姿川が流れている。壬生町南郊で思川と黒川が合流しているが、二つの川はいずれも足尾山地に源を発し、山麓に広い扇状地を形成しており、思川の扇状地がいわゆる栃木台地で、比較的低位のため広い水田地帯を形成している。黒川には新旧の扇状地が付帯し、新しい扇状地は低位で、鹿沼市や壬生町の市街地を乗せ、古い方の上位扇面が壬生町北部の台地をつくっている。壬生町中部以南は扇端に当たり、各所に湧泉を分布させている。

道路の主なもの、一般国道352号線と町の南北を縦断する県道宇都宮・栃木線の主要幹線をはじめ、県道13路線が縦横に通じている。また、平成12年には北関東自動車道の開通及び壬生ICが設置された。



(3) 気象

本町は、気候上は夏の高温、冬の強い季節風と乾燥を特徴とする表日本式気候の中「中

部・関東型」に属するが、その中では季節風はやや弱く、空気の移動が鈍く、夜明けごろ低温になるという内陸型を示している。県内としては県南型に分類され、比較的温暖で、住みよい気候といえる。

年平均気温は、13.5℃である。

降雨量は、関東平野の中ではやや寡雨地帯といえるが、雷が多く、全国でも多発地帯として有名な栃木県の中でも発生頻度は高い水準にある。

風については、関東地方は一般的に強い風が吹く。夏の東南風、冬の北西風が著しく、特に冬の季節風は「おろし」と呼ばれ、男体おろし、赤城おろし、那須おろし等が有名であるが、本町付近は両者のエアマス（気団）の斬移帯となり、宇都宮不連続帯と呼ばれる、風が弱い地域となっている。

2 社会的条件

(1) 人口

本町の人口は、昭和30年に現在の壬生町が誕生した時点で約25,000人だったが、昭和40年前後の輸出玩具工場団地及びその周辺の宅地造成、さらに、吾妻工業団地の開発、獨協医科大学の開校、同大学病院の開院などを契機として、昭和50年代に高い増加率を示した。令和2年現在の人口は39,474人であり、近年は横ばい傾向にあるが、県下の町では人口の多い町となっている。

世帯数は、令和2年現在で15,894世帯、1世帯当たりの人員は2.48人であり、核家族化が進み都市型の世帯構成へと転換している。

人口・世帯数の推移

	昭和50	60	平成7	12	17	22	27	令和2
総世帯数	7,548	10,513	12,255	12,824	13,667	14,214	15,258	15,894
総人口	30,791	37,573	39,823	39,853	40,107	39,605	39,951	39,474
1世帯当たり人員	4.08	3.57	3.25	3.11	2.93	2.79	2.62	2.48

資料：国勢調査

(2) 産業

中央部を貫流する黒川を境として、東西著しく地力を異にし、西部は沖積層の肥沃な土壌で水田が多く、東部は洪積層の火山灰土の畑地が多い。東北部は平地林が多く、工場用地として最適なところから、各種の企業が誘致され操業している。

ア 農業

米、麦、いちごや花卉園芸、畜産等の生産が盛んであり、特産品であるかんぴょうづくり等も行われている。農業生産額は、近年減少傾向にある。

イ 工業

おもちゃ団地や吾妻工業専用地域を中心に企業が立地し、地域産業の中で大きな役割を果たしてきた。北西部にみぶ羽生田産業団地が造成され、大規模工場が進出し、操業を開

始したことから、今後製造品出荷額の大幅な伸びが見込まれる。

ウ 商業

東武鉄道おもちゃのまち駅周辺には、おもちゃ工業団地、獨協医科大学病院があることから、商店数も多い。

(3) 交通

ア 道路交通

北関東自動車道が町中央部を東西に貫き、壬生 I C が町内に所在している。国道は、352号と121号がそれぞれ町の南部と北部を東西方向に走っている。県道は、宇都宮栃木線と上田壬生線などが南北方向に、また宇都宮亀和田栃木線が東西方向に走っている。町道は、それら幹線を中心に縦横に伸びている。

イ 鉄道

浅草～宇都宮間を結ぶ東武鉄道宇都宮線が南北に走っている。町域には、「壬生」「国谷」「おもちゃのまち」「安塚」の4つの駅があり、住民の重要な交通手段として機能している。

(4) 防災をめぐる社会構造の変化への対応等

ア 都市化に伴う防災対策

交通の利便等により、壬生地区、おもちゃのまち地区等に人口が集中し、また中高層ビルの発達など都市化が進展している。このため、関係機関と連携して、市街地開発事業等による災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、中高層ビルの安全確保対策等を講ずる。

イ 要配慮者の増加に伴う防災対策

高齢化の一つの目安である老年人口（65歳以上の人口）は、令和2年国勢調査によると、11,443人（老年人口比率：29%）となっており、年々増加している。また、障がい者、外国人も年々増加の傾向にある。このため、要配慮者に配慮したきめ細かい対策を他の福祉施策と連携して行うとともに、要配慮者利用施設における災害に対する安全性の向上を図る。

ウ 産業構造の変化に伴う防災対策

コンピュータ、通信情報ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度が増すとともに、これらの施設での災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響を与えることとなる。このため、これらの施設の耐震化、補完機能の充実等を推進する。

エ 人的ネットワークの促進

住民意識の変化に伴い、近隣扶助の意識が希薄になってきているといわれている中で、地域における住民、自主防災組織等の連携強化を促進するとともに、住民参加による防災訓練の実施等を通じて防災意識の高揚を図る。

3 過去の災害履歴

本町における過去の主な災害は、資料11-3のとおりである。

第5節 地震被害想定

栃木県は、地震被害に迅速、的確に対応し、総合的な防災体制を確立するための基礎資料として、県内において最も甚大な被害を被る可能性のある地震を想定し、その場合の被害を予測したほか、各市町が防災行政等の参考とするため、各市町直下の地震についても被害想定を行った。

町は、この調査の結果を踏まえ、町地域防災計画に反映させ、一層の防災対策を推進することとする。

1 想定条件

壬生町として最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い「壬生町直下地震」を想定する。

想定地震の概要

想定地震名	地震規模
想定壬生町直下地震	M6.9

	項目	値		設定方法
巨視的パラメータ	活断層長さL	17.3780083	km	$\log L = 0.6M - 2.9$
	上端深さ	3	km	微小地震の発生と地震基盤深さから
	断層モデル長さLmodel	18	km	断層モデルメッシュサイズ

(メッシュサイズ 2km×2km)

(1) 町の直下に震源を想定した地震（被害が最大となるシーン）

想定シーンについては、建物被害、人的被害は、人的被害が最も大きくなる冬深夜、風速10m/sの場合の被害を、それ以外の項目は、一部※を除き、それぞれの項目において最も被害の大きくなる冬18時、風速10m/sの場合の被害を総括した。

※ エレベータ内閉じ込め者数は朝7時～8時、また帰宅困難者数は昼12時の時間帯を想定している。

(2) 町の直下に震源を想定した地震（その他のシーン）

人的被害が最も大きくなる、冬深夜、風速10m/s以外の、各想定シーンにおける建物被害、人的被害を総括した。

(3) 被害想定項目と想定シーン

被害想定は、人々の行動や火気器具の使用状況が季節・時刻によって異なるものことから、地震が発生する季節や時刻に応じて人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な3シーンを想定した。

想定シーン	想定される被害の特徴
①冬 深夜 (平均：風速 7 m/s) (最大：風速 10m/s)	<ul style="list-style-type: none"> ・多くが自宅で就寝中に被災するため、建物倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
②夏 12時 (平均：風速 6 m/s) (最大：風速 10m/s)	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、建物倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。
③冬 18時 (平均：風速 7 m/s) (最大：風速 10m/s)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。

2 想定結果

(1) 人的被害

区 分	死 者					負 傷 者					重 傷 者					軽 傷 者 数					要 救 助 者				
	建物倒壊		土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計	建物倒壊		土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計	建物倒壊		土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計	建物倒壊			土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計
	計	うち屋内					計	うち屋内					計	うち屋内					計	うち屋内					
冬深夜 風速 7 m/s	160	10	0	1	0	160	1,460	147	0	1	0	1,461	276	32	0	0	0	277	1,183	116	0	1	0	1,184	508
冬深夜 最大風速+2σ	160	10	0	4	0	164	1,453	147	0	5	0	1,458	276	32	0	1	0	278	1,177	116	0	3	0	1,180	508
冬18時 風速10m/s	113	6	0	7	0	119	1,017	106	0	9	3	1,029	186	22	0	3	1	190	831	83	0	7	2	839	373
冬18時 風速 7 m/s	113	6	0	4	0	117	1,019	106	0	6	3	1,028	186	22	0	2	1	189	833	83	0	4	2	839	373
夏12時 風速 6 m/s	88	5	0	1	0	89	1,022	107	0	1	1	1,024	171	23	0	0	0	172	851	84	0	1	0	852	312
夏12時 風速10m/s	88	5	0	2	0	90	1,020	107	0	4	1	1,024	171	23	0	1	0	172	849	84	0	3	0	852	312

注：屋内収容物移動・転倒は、建物倒壊の死傷者の内数であるため、合計に加えていない。
注：小数点以下を四捨五入しているため、合計値と各項目を足した値が一致しない場合がある。

(2) 建物被害

区 分	全 壊				半 壊			
	(棟)				(棟)			
	液状化	地震動	土砂災害	合計	液状化	地震動	土砂災害	合計
冬深夜 最大風速+2σ	7	2,499	0	2,506	13	4,992	0	5,005

注：小数点以下を四捨五入しているため、合計値と各項目を足した値が一致しない場合がある。

(3) 火災による建物被害

区 分	(件)	(件)	(棟)
	出火件数	残出火件数	焼失棟数
冬深夜 風速 7 m/s	4	1	26
冬深夜 最大風速+2σ	4	2	158
冬18時 風速10m/s	12	7	355
冬18時 風速 7 m/s	12	6	208
夏12時 風速 6 m/s	5	1	37
夏12時 風速10m/s	5	2	129

注：小数点以下を四捨五入しているため、合計値と各項目を足した値が一致しない場合がある。

(4) ライフライン・道路被害、生活支障〔冬18時 最大風速+2σ〕

ライフライン被害 (直後)						交通施設被害					生活への影響										
上水道	下水道	電力	通信	ガス	LPガス	道路被害			鉄道被害		避難者数 (当日・1日後)			帰宅困難者		物資需要量 (当日・1日後)				災害廃棄物発生量	
(人)	(人)	(軒)	(回線)	(戸)	(戸)	(箇所)	(箇所)	(箇所)	(箇所)	(箇所)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(食)	(リットル)	(枚)	(基)	(万t)	(万t)
断水 人口	支障 人口	停電 軒数	不通 回線	供給停 止戸数	供給停 止戸数	高速 道路	直轄 国道	一般道	新幹線	在来線	避難所	避難行動 要支援者	避難所外	帰宅 困難者	滞留者	食料	飲料水	毛布	トイレ	可燃物	不燃物
33,473	15,778	5,048	3,139	0	3,255	1	0	31	0	28	5,200	1,384	3,467	3,828	2,436	18,720	100,418	10,400	1,891	6.2	20.0

注：要配慮者は避難所避難者のうち数

注：小数点以下を四捨五入しているため、合計値と各項目を足した値が一致しない場合がある。

(5) その他被害〔冬18時 最大風速+2σ〕

その他被害							経済被害			
エレベータ	危険物施設被害			文化財被害		孤立集落	ため池	直接被害		
	(人)	(件)	(件)	(件)	(件)		(可能性が高い)			
(集落)						(箇所)	(億円)	(億円)	(億円)	
閉じ込 め者数	火災	流出	破損等	国指定	県指定	農業集落	箇所	建物 資産等	ライフライン 交通施設等	災害 廃棄物
11	0	1	7	0	1	0	0	1,827	490	57.5

注：小数点以下を四捨五入しているため、合計値と各項目を足した値が一致しない場合がある。

被害予測結果からも分かるように、「想定壬生町直下地震」においては、本町に甚大な被害が発生することが予測されている。

町は、この被害想定調査結果を一つの目安とするとともに、今後国や県あるいは各防災関係機関が発表する報告書等、地震に関する最新情報の収集に努め、大規模地震が発生した際の初動体制の構築など、必要な震災対策を推進する。